

基本目標6 調布ならではの魅力にあふれ、活気に満ちたまちにするために【産業（創業支援・地域経済）、観光、芸術・歴史文化】

6-1 誰もが新たなことにチャレンジでき、産業が発展するまち【産業（創業支援・地域経済）】

施策17 活力ある産業の推進

目的	対象	消費者，事業者，起業者
	意図	商店街がにぎわう・市内消費が高まる 企業活動が活発になる・市内の創業者が増える

✚ 施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



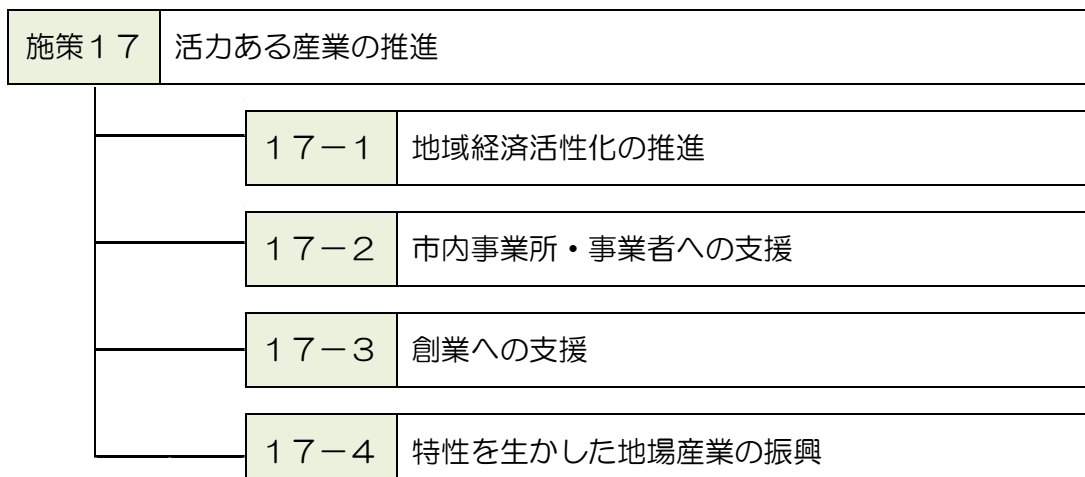
✚ 施策の方向

市内事業者への支援と併せ、観光振興施策と連動した取組により、消費喚起や回遊性向上を図り、活発な経済活動を持続的に循環・発展させます。

✚ 施策のポイント

- （仮称）産業振興プランの策定・推進による集客・回遊・消費の好循環サイクルの創出
- 多様な主体との連携による、観光振興施策と連動した地域経済の活性化
- 新型コロナウイルスの感染拡大や物価高騰の影響を受けた事業者への支援の継続
- 地域経済を支える中小企業の経営支援と創業支援
- まちの特性を生かした地場産業の振興
- キャッシュレス決済の普及促進

✚ 基本的取組の体系



✦ 現状と主要課題

- 新型コロナウイルス感染症がまん延して以降の社会情勢や物価高騰の影響を受けた市内事業者の状況を踏まえ、その後を見据えた（仮称）産業振興プランを策定することにより、調布市の産業振興施策の方向を定め、地域経済活性化に向けた取組を観光振興施策とも連動させながら、推進していく必要があります。
- 事業者、調布市商工会及び金融機関等で構成される地域経済対策会議を活用し、コロナ禍における事業者の現状把握や、事業所経営実態調査の結果の共有等を行うとともに、市の実情に即した適時適切な事業者支援策について議論し、機動的な対応につなげています。
- 市は、イベント事業の補助等を通じて各商店会の取組を支援し、商店街の活性化につなげているほか、調布駅周辺の商業活性化を推進するため、調布市商工会をはじめ、調布駅周辺の商店会やトリエ京王調布、調布PARCO等の大型商業施設と連携した「調布駅前から盛り上げる会¹」での意見交換を通じて横断的な連携を図っています。
- 市内事業所の経営状況や経営環境を調査することで、新型コロナウイルスによる影響を踏まえた経営実態や特性を把握し、今後の産業振興施策の検討に活用することを目的に実施した「令和3年度調布市事業所経営実態調査」によると、正社員数では「20人未満」の事業所が約9割（88.2%）を占めています。
- 同調査において、市に今後期待する事業者支援策について質問した結果、「事業継続への支援」が33.7%となっており、次いで「融資制度の充実」が25.6%、「人材確保への支援」が21.7%という結果となっています。
- 民間ノウハウを取り入れた中小企業等の振興及び地域経済の活性化を図るため、市内金融機関との中小企業等支援に関する包括協定に基づき、相互連携による市内中小企業・小規模事業者へのきめ細かな支援に取り組んでいます。
- 産業労働支援センターにおいて、創業に関する相談やセミナーの開催、スモールオフィスや創業チャレンジ支援事業による創業支援、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画に則した4者連携²を通じて、市内事業者の創業・経営支援に取り組んでいます。
- 平成29年12月に、電気通信大学の創設100周年記念事業の一つとして開設されたUECアライアンスセンターには、国内の先端技術を有する企業や学内研究組織が入居しており、市内産業の活性化に向け、連携した取組を引き続き推進していく必要があります。

✦ 基本的取組の内容

17-1 地域経済活性化の推進

◆（仮称）産業振興プランの策定・推進

多様な主体との連携により、（仮称）産業振興プランを策定し、集客・回遊・消費の好循環サイクルの創出につながる施策を展開することで、地域経済の活性化を図ります。

¹ 調布駅の商業施設「トリエ京王調布」が平成29年9月にオープンすることを契機として、調布駅界隈の関係団体が一体となり、調布駅周辺から市内の商業を活性化させることを目的に設立した組織。

² 産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援等事業者（地域金融機関、NPO法人、商工会議所・商工会等）と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、起業家教育事業等の創業支援及び創業機運の醸成を実施する「創業支援等事業計画」について、国が認定するとされている。

◆商店会のイベント事業及び商店街の環境整備等の支援

調布市商工会と連携し、市内商店会が実施するイベント事業、環境整備事業に対して支援を行います。
また、来訪者が快適で安心して買物できる、商店街づくりを促進するため、街路灯のLED化やアーチの整備など、商店街の買物環境整備を支援します。

◆にぎわい創出の支援

商店会、大型商業施設を含む市内事業者、調布市商工会、調布市観光協会及び市が連携・協働し、市内商業の活性化を推進します。商店会のイベント等を支援するとともに、地域資源を活用した観光施策とも連動させ、市内回遊性向上の促進とにぎわいの創出につなげます。

◆特色あるお店づくりの支援と市内消費の促進による商業活性化支援

市内消費を促進するため、SNSをはじめ、市報や市ホームページ、地域情報誌なども活用し、市内の特色ある店舗のPRを行うとともに、より多くの市民が市内での買物を楽しんでもらえるよう、地域資源を活用した観光施策とも連動させ、市内事業者、調布市商工会及び調布市観光協会と連携の下、商業活性化の取組を推進します。

◆調布市商工会の運営支援

市内産業の発展に向けて、調布市商工会の経営改善普及事業や地域総合振興事業をはじめ、商業部会、工業部会、建設業部会、サービス業部会、青年部、女性部の部会活動を支援するとともに、産業振興に向けて、連携して取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
日常の買物が便利と感じている市民の割合	82.2% (令和4年度)	85.0% 令和8(2026)年度

基本計画事業

No.	重点4				
事業名	地域経済活性化の推進	区分	拡充	担当課	産業振興課
事業の概要	多様な主体との連携により、集客・回遊・消費の好循環サイクルの創出につながる施策を展開することで、地域経済の活性化を図ります。また、市内事業者支援の中核を担う調布市商工会の運営を支援し、産業振興に向けて、連携して取り組みます。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	○(仮称)産業振興プランの策定準備 ○調布市商工会の運営支援 ○商店会のイベント支援 ○商店街の施設整備等への支援	○(仮称)産業振興プランの策定 ○継続 ○継続 ○継続	○(仮称)産業振興プランの推進 ○継続 ○継続 ○継続	○(仮称)産業振興プランの推進 ○継続 ○継続 ○継続	
事業費(百万円)	105	107	98	98	

17-2 市内事業所・事業者への支援

◆中小企業・小規模事業者への経営支援

中小企業・小規模事業者の経営基盤の安定と成長を支援するため、市内の金融機関や中小企業診断士などの民間ノウハウを積極的に活用し、事業者が抱える様々な課題へのワンストップによる経営相談の実施、各種セミナーの開催、商品開発・販路拡大等の支援を行うとともに、多くの市内事業者にとっての課題である事業承継について、調布市商工会及び関係機関と連携して取り組みます。また、事業経営に必要な資金の融資をあっせんし、融資を受ける際の事業者負担の軽減を図ることで、経営の安定化を支援します。

◆中小企業・小規模事業者への技術支援

調布市商工会と連携して、市内中小企業・小規模事業者が有する技術を生かした新製品開発の取組を支援します。また、電気通信大学の研究活動や技術などを生かした市内事業所への技術指導や連携などを支援します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
納税法人数	6,531 法人 (令和3年度)	6,700 法人 (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	58				
事業名	中小企業・小規模事業者の支援	区分	拡充	担当課	産業振興課
事業の概要	市内中小企業・小規模事業者の経営基盤の安定と成長を支援するため、事業承継、創業・経営、人材育成・人材確保、商品開発・販路拡大等の様々な経営課題の解決に向けて、調布市商工会や市内の金融機関等と連携して取り組みます。				
年度別計画	令和5(2023)年度 ○経営課題の解決に向けた支援 (事業承継・人材育成等の支援) ・中小企業向けセミナーの開催 ○中小企業事業資金融資あっせん事業 ○創業支援 ・専門家による事業所訪問 ・創業セミナーの開催 ○見本市等出展支援 ○地域経済活性化の推進	令和6(2024)年度 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続	令和7(2025)年度 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続	令和8(2026)年度 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続	
事業費 (百万円)	92	92	92	92	92

17-3 創業への支援

◆創業の促進

産業労働支援センターでは、市内での創業を促進するため、経営アドバイザーによる相談対応やセミナー、講演会の実施等を通じて、創業を志す市民を支援します。

◆創業者に対する支援

産業労働支援センター内のスモールオフィスを活用し、市内での創業に向けた支援を行うとともに、市内の空き店舗等を活用した創業チャレンジ支援事業の実施により、創業しやすい環境づくりを行います。

また、産業競争力強化法に基づく地域における創業の促進を目的とした特定創業支援等事業を推進し、創業・経営支援に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
産業労働支援センターでの創業等相談件数	518件 (令和3年度)	550件 (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	59						
事業名	産業労働支援センターによる創業の支援			区分	継続	担当課	産業振興課
事業の概要	産業労働支援センターにおいて、中小企業診断士等の経営アドバイザーによる創業・経営相談やセミナー・講演会の開催、スモールオフィスの貸出し等により、創業を志す方や創業者を支援します。						
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度			
	○創業経営相談	○継続	○継続	○継続	○継続		
	○創業経営支援セミナー	○継続	○継続	○継続	○継続		
	○創業支援施設貸出	○継続	○継続	○継続	○継続		
	○創業チャレンジ支援事業	○継続	○継続	○継続	○継続		
事業費 (百万円)	10	10	10	10			

17-4 特性を生かした地場産業の振興

◆映画・映像関連企業と連携した地域経済活性化

市の特性を生かした産業振興を図るため、市内に集積する映画・映像関連企業との連携・協力によるまちづくりや、「映画のまち調布」の取組を通じた地域経済の活性化を推進します。

◆農商連携の取組による産業の振興

地場農産物を活用した新商品・新製品の開発、販路拡大を市内事業者等と連携する、農商連携の取組により、市内産業の活性化につなげます。

◆産学官連携の推進

相互友好協力協定を締結している電気通信大学等と調布市商工会、市内事業者等が連携した産学官連携の取組により、地場産業の振興を図ります。

◆ふるさと納税による地場産業のPR

ふるさと納税制度の寄附に対する返礼として、市内事業者の製品等を活用することで、地場産業のPRにつなげます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
映画・映像関連企業と連携した取組の件数	28件 (令和3年度)	35件 (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	64	重点4			
事業名	「映画のまち調布」の推進[再掲]	区分	継続	担当課	産業振興課
事業の概要	市内の映画・映像関連企業や市民団体と連携し、映画・映像を「つくる」「楽しむ」「学ぶ」をテーマとした各種事業を実施することにより、広く市民に映画に親しんでもらうとともに、フィルムコミッション事業やロケツーリズムの推進により、「映画のまち調布」のPRや地域経済の活性化につなげていきます。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	○フィルムコミッション事業の推進 ○ロケツーリズムの推進 ○世代に合わせた映画・映画関連イベントの実施 ○映画・映像に関する地域資源を活用した「映画のまち調布」のPR	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	
事業費(百万円)	11	11	11	11	



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

- キャッシュレス決済の普及促進を図ります。
- SNSなどを活用し，市や，市内の魅力ある店舗のPRに取り組みます。

共創のまちづくり

- 引き続き、「中小企業等支援に関する包括協定」を締結する金融機関等との連携により，中小企業等に対する支援・相談体制の充実を図ります。
- 市内大学や企業と連携し，中小企業や新たに創業する企業に対する技術支援（電気通信大学インキュベーションセンター，NTT e-City Labo（NTT 中央研修センタ）等との連携）の取組について検討します。
- NTT e-City Labo（NTT 中央研修センタ）を活用した創業支援の取組について検討します。

脱炭素社会の実現

- 街路灯のLED化に対する支援など，商店街等への支援を通じて，脱炭素社会の実現を目指します。

施策18 都市農業の推進

目的	対象	農業者，農地，市民
	意図	安全でおいしい農産物を生産し，市民がそれを消費することができる農地を保全する 市民が農業とふれあい，都市農業への理解を深めることができる

✚ 施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



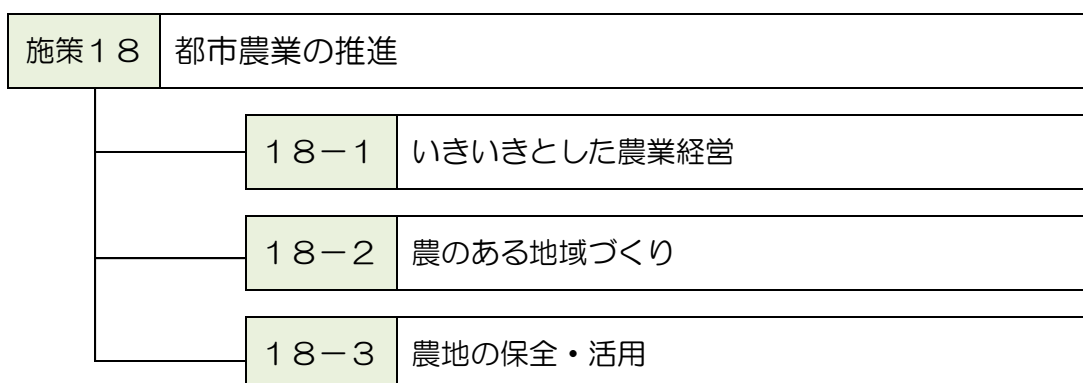
✚ 施策の方向

市内農業者が農業を継続できるように支援し，新鮮な農産物の供給や農地の保全・活用を図るとともに，地産地消や農業体験など，多様な役割を有する都市農業を推進します。

✚ 施策のポイント

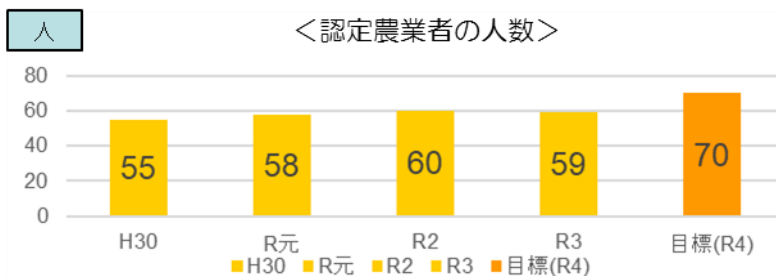
- 都市農業の振興と都市農地の活用・保全の推進
- 市内農業者の生産意欲向上及び地産地消の推進
- 市民が農とふれあう機会の創出
- 都市農地貸借円滑化法を活用した農地の保全と活用

✚ 基本的取組の体系



✦ 現状と主要課題

- 近年の都市化の影響により、農家数は減少傾向で推移しており、令和2年では189戸、平成17年の309戸と比べて約4割（120戸）と大きく減少しています。その内訳をみると、販売農家¹が201戸から122戸と約4割（79戸）減、自給的農家²が108戸から67戸と同じく約4割（41戸）減となっています。
- 令和2年における基幹的農業従事者³の年齢構成をみると、最も多いのは70歳以上の84人（39.3%）、次いで60歳代の57人（26.8%）であり、これらを合わせた60歳以上が141人で全体の65.8%を占め、高齢化が顕著となっています。
- 都市農業の安定的な継続を図り、良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成27年4月に「都市農業振興基本法」が制定されました。また、東京都では、平成29年5月に「東京農業振興プラン」が改定され、今後の東京農業の振興の方向が示されました。
- 市は、都市農業をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、市の農業振興に関する具体的取組を総合的かつ計画的に推進し、併せて良好な都市環境の形成に資するため、令和2年3月に「調布市農業振興計画」を策定しています。
- 同計画では、農家が持続的に多種多様な「豊かな農業」を営み、市民の「暮らし」に彩りを与え、農家と市民が持続可能な農業の経営を目指し、「暮らし彩る調布市農業～持続可能な農業を目指して～」を農業の将来像として掲げるとともに、その実現に向けて「いきいきとした農業経営」、「農のある地域づくり」、「農地の保全・活用」を基本方針の柱に据えています。
- 市内農業者の農業経営力の向上を図るため、市が認定した認定農業者等の農業経営に意欲のある農業者に対し、都市農業育成対策事業補助制度を活用した支援を実施しています。



＜マルシェ ドゥ 調布＞

- 多様な農業体験の場として、農業体験ファーム6園240区画の管理運営を支援しているほか、市民農園として市内の計14園713区画（令和4年9月30日現在）を市民に提供する等、市民が農業とふれあえる場の確保に努めています。
- 学校における食育の取組として、市内産農産物を活用した給食の提供や、学校農園、社会科見学等の授業で、農家の方から市内農産物について学ぶなどの取組を推進しているほか、新鮮で安全、安心な調布産の農産物を販売しているマインズ農業協同組合直売会等の支援や、マルシェの開催等により、地産地消を推進しています。
- 都市農地は、安全、安心で新鮮な農産物を供給する場であるだけでなく、災害時における避難場所となること、生活にうるおいとやすらぎを与え良好な住環境を形成すること、食育や環境教育の場となること

¹ 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。

² 経営耕地面積が30a未満又は農産物販売金額が50万円未満の農家。

³ 自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。

となど、多面的な機能を有していることから、生産緑地制度の活用や東京都の都市農地保全支援プロジェクトを活用し、貴重な都市農地の保全・活用に取り組んでいます。現在、市は、防災兼用農業用井戸の設置等により、都市農地の持つ防災機能や、市民農園や農業体験ファーム等の開設によるレクリエーション機能などの発揮に取り組むとともに、学童農園の開設等、農のある地域づくりに取り組んでいます。こうした都市農地を継続的に保全するとともに、多面的な機能を最大限に発揮させる必要があります。

- 近年、農業従事者の減少や高齢化に歯止めがかからない状況が続く中、今後、担い手不足や高齢化によって営農が困難となる農家を支援する必要があります。平成30年に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が制定され、市街化区域内の農地のうち生産緑地の貸し借りが安心して行えるようになりました。引き続き、新規就農者や後継者等の新たな担い手に対し、引き続き補助制度の活用による経営支援等に取り組む必要があります。
- 関係機関との連携・協働の下、市内農産物が購入できる直売所等の利用促進に取り組むことで、市内農産物の消費拡大・認知度向上を図るとともに、市民農園や農業体験ファーム等の多様な農業体験の場の創出や各種イベントの開催等により、市民の農業への理解促進を図る必要があります。

✦ 基本的取組の内容

18-1 いきいきとした農業経営

◆計画的な都市農業の振興

調布市農業振興計画に基づき、都市農業をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、市の農業振興に関する具体的な取組を総合的かつ計画的に推進します。

◆農業経営の支援

認定農業者などの農業経営に意欲のある農業者が農業を継続できるよう、引き続き都市農業育成対策事業や都市農業経営力強化事業による支援に加え、未来に残す東京の農地プロジェクト等による農地の保全・活用の取組を通して農業経営を支援します。

◆環境保全型農業の推進

市民ニーズの高い安全・安心な農産物の生産・供給を進めるため、できるだけ農薬や化学肥料を使用しない環境に配慮した農業を促進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
認定農業者の人数	59人 (令和3年度)	70人 (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	60				
事業名	農業経営の支援	区分	拡充	担当課	農政課
事業の概要	認定農業者などの農業経営に意欲ある農業者が農業を継続できるよう、農業施設整備や農業への支援を実施し、都市農業の経営力の強化を図ります。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○農業振興計画の推進 ○「都市農業育成対策事業」を活用した農業者への支援 ○「都市農業経営力強化事業」を活用した農業者への支援 ○環境保全型農業の推進 ○観光農園事業の支援 ○農業生産団体への支援 ○農業用水路しゅんせつ事業の支援 ○「未来に残す東京の農地プロジェクト」を活用した防災機能の強化、地域、環境に配慮した基盤整備支援（再掲） ○マルシェ ドゥ 調布の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業振興計画の見直し ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業振興計画の推進 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	
事業費(百万円)	18	24	18	18	

18-2 農のある地域づくり

◆市内農産物の直売の促進・「マルシェ ドゥ 調布」等の開催

市内農産物のPR、地産地消の取組を促進するため、調布駅周辺で「マルシェ ドゥ 調布」を開催し、農業を身近に感じる機会を創出します。

◆都市農業を生かした食育の推進

農作物の生産から収穫までの過程や、農業の大切さを体感してもらう学童農園やふれあい体験農園を実施するほか、学校における取組として市内農産物を取り入れた学校給食の提供や消費者と生産者の交流を通じた食育の推進等、都市農業を生かした食育を促進します。

◆多様な農業体験の場づくり

市民が農家の指導を受けながら、農作業を楽しむことができる体験ファームの拡充や、農作業を通じて自然に親しみながら生産の喜びを味わうことができる市民農園の確保等、市民が農業とふれあえる機会づくりを推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
多様な農業体験の場※の新規開設数	1園 (令和3年度)	3園 (令和5(2023)～令和8(2026)年度の4箇年累計)

※農業体験ファーム、市民農園、ふれあい体験農園、学童農園

基本計画事業

No.	61				
事業名	多様な農業体験の場づくり	区分	拡充	担当課	農政課
事業の概要	市民が農家の指導を受けながら農作業を楽しむことができる体験ファームの運営支援や、農作業を通じて自然に親しみながら生産の喜びを味わうことができる市民農園の運営など、市民が農業とふれあえる機会づくりを推進します。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	○市民農園の推進 ○農業体験ファームの推進 ○ふれあい体験農園の推進 ○学童農園の推進	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	
事業費 (百万円)	16	15	15	15	

18-3 農地の保全・活用

◆未来に残す東京の農地プロジェクトの推進

東京都が実施する「未来に残す東京の農地プロジェクト※」を活用し、農地が持つ防災や環境保全など農地の多面的機能を一層向上させるための基盤整備をはじめ、農業者等が行う農地保全の取組や、農業者等が所有する宅地等を農地に創出する取組などを支援し、農地の保全・創出・多面的機能の発揮に向けた取組を推進します。

※東京都がこれまで実施してきた「都市農地保全支援プロジェクト」の後継事業として、既存メニューである農地が持つ防災や環境保全に配慮する基盤整備のほか、農業者が所有する宅地等を農地に創出するメニュー等が追加。

◆都市農地の保全と多面的活用

都市農地を保全していくため、生産緑地制度や特定生産緑地制度の活用を促進するとともに、農業経営の支援や市民農園・農業体験ファーム等に取り組むことにより、都市農地の保全・活用に努めます。

◆都市農地貸借円滑化法の活用の促進

生産緑地の貸し借りがしやすくなる「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を活用し、生産緑地の貸借を促進することで、高齢化等により営農の継続が困難となった都市農地の保全に努めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
貸借円滑化法の活用件数	9件 (令和3年度)	25件 (令和5(2023)～令和8 (2026)年度の4箇年累計)

基本計画事業

No.	62				重点5
事業名	都市農地の保全・活用	区分	拡充	担当課	農政課
事業の概要	農地が持つ防災や環境保全などの多面的機能をより一層発揮させるとともに、都市農地の賃借を促進するなど、貴重な都市農地の保全・活用を図ります。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○「未来に残す東京の農地プロジェクト」を活用した防災機能の強化、地域、環境に配慮した基盤整備支援 ○農業振興計画の推進（再掲） ○市民農園の推進（再掲） ○農業体験ファームの推進（再掲） ○ふれあい体験農園の推進（再掲） ○学童農園の推進（再掲） ○都市農地賃借円滑化法の活用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○農業振興計画の見直し（再掲） ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○農業振興計画の推進（再掲） ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	
事業費 (百万円)	21	21	21	21	



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

○デジタル化によりルート案内機能を備えた農産物直売所マップを活用し、農産物直売所の利用促進や、市内農産物のPR、地産地消の取組の促進を図ります。

共創のまちづくり

- 市民農園や農業体験ファーム等、市民が農とふれあう機会を創出し、農のある地域づくりを推進します。
- 市内農家等との連携による「マルシェ ドゥ 調布」の開催など、多様な主体と連携し、市内農産物の直売の促進やPRに取り組みます。

脱炭素社会の実現

○脱炭素社会実現の観点から、農地がもつグリーンインフラとしての機能（環境保全機能）を活かすため、都市農地の保全に努めます。

6-2 調布ならではの魅力でみんなをわくわくさせる、にぎわいのあるまち【観光】

施策19 魅力ある観光の振興

目的	対象	市民, 来訪者
	意図	市民がまちに愛着と誇りを持つ 多くの来訪者が市内を回遊する

✦ 施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



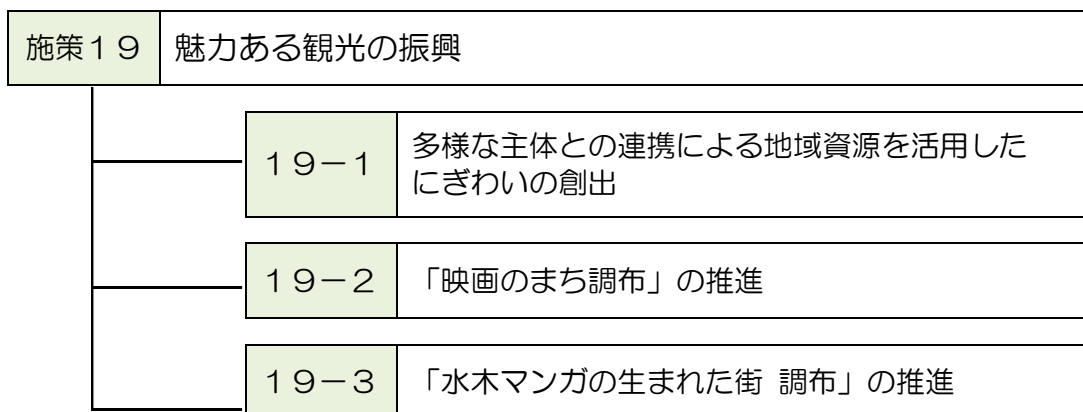
✦ 施策の方向

「古刹・深大寺」、「映画のまち調布」、「水木マンガの生まれた街 調布」などの地域資源を磨き上げるとともに、多様な主体と連携し、市内外に向けて調布ならではの魅力を効果的にPRすることで、多くの人々が訪れるにぎわいのあるまちを目指します。

✦ 施策のポイント

- 古刹・深大寺や調布花火をはじめ、「映画のまち調布」、「水木マンガの生まれた街 調布」、FC東京、「近藤勇生誕の地」など、地域資源を最大限に活用した取組の推進
- 商業振興施策とも連動した、多様な主体との連携による魅力ある観光振興の推進
- フィルムコミッション事業・ロケツーリズムの推進による地域経済活性化
- 調布市名誉市民・水木しげる氏の作品や世界観を後世に伝えつつ、まちづくりに生かす取組の推進
- 来訪者に対するデジタル技術を活用した効果的な観光情報の発信

✦ 基本的取組の体系



✦ 現状と主要課題

- 市には、奈良時代に建立された関東屈指の古刹として知られ、国宝「銅造釈迦如来像」（通称：白鳳仏）を安置する深大寺があり、門前には参拝者が憩う茶屋や名物のそば店が約20軒連なっています。また、都内最大級の広さを誇り、四季を通じ4,800種、10万株もの花や緑を楽しめる「都立神代植物公園」、多摩エリアの一大スポーツ拠点である「武蔵野の森オリンピック・パラリンピックパーク」など、多彩な集客施設が立地しています。また、昭和8年に日本映画株式会社多摩川撮影所（現：角川大映スタジオ）が設立されて以来、映画・映像関連企業の集積が進み、昭和30年代の日本映画全盛期には、「東洋のハリウッド」と称されるほど映画のまちとして発展を遂げ、現在も2箇所の大型撮影所をはじめとした映画・映像関連企業が約40社立地しています。
- 新型コロナウイルス感染症の状況や社会情勢を的確に捉え、国や東京都の動向を注視しながら、適切な感染症対策と実施方法の工夫により、まちのにぎわい創出に向け、地域資源を活用した積極的な観光振興事業を展開していく必要があります。
- 商業振興施策と連動し、多様な主体との連携により、集客・回遊・消費の好循環のサイクルを創出することで、地域経済活性化と魅力ある観光振興につなげていく必要があります。
- イオンシネマ シアタス調布を含む映画・映像関連企業や市民団体との連携を図りながら、映画・映像を「つくる」、「楽しむ」、「学ぶ」をテーマとした「映画のまち調布」を積極的に推進し、「映画のまち調布 シネマフェスティバル」などの特色ある事業展開を図っています。
- フィルムコミッション事業については、平成30年度から令和4年度にかけて、東京都市長会の補助金を活用した3市町（調布市、狛江市、日の出町）の連携に取り組んだほか、市内における積極的なロケ支援に努め、調布市観光協会と連携して、撮影実績等の情報をホームページ等で公表することで、地域の魅力向上につなげる取組を推進しています。
- ロケツーリズムの推進については、映画「花束みたいな恋をした」（令和3年1月公開。主演：菅田将暉、有村架純）をはじめとする、市内での数々の撮影実績を生かし、より一層の誘客や地域の活性化につなげるための仕掛けづくりを検討していく必要があります。
- 「水木マンガの生まれた街 調布」の取組を推進するため、名誉市民・水木しげる氏の生誕100周年（令和4年）を契機として、株式会社水木プロダクションをはじめとする関連企業等との連携を強化し、「ゲゲゲの鬼」の発展的な実施と認知度向上に努める必要があります。また、水木氏の作品や世界観を後世に伝えつつ、まちづくりに生かす方策については、「水木マンガの生まれた街 調布」の推進に向けた有識者懇談会における意見も踏まえ、作品の保存や保管方法なども含めて、具体的かつ効果的な手法の可能性を官民一体となって検討しており、今後具現化していく必要があります。

✦ 基本的取組の内容

19-1 多様な主体との連携による地域資源を活用したにぎわいの創出

◆調布市観光協会の運営支援

調布市観光協会の運営を支援し、地域資源を活用した観光事業の実施や効果的な情報発信などに連携して取り組むことにより、調布ならではの特色ある観光振興を推進します。

◆地域資源を活用したにぎわいの創出

古刹・深大寺や調布花火をはじめ、「映画のまち調布」、「水木マンガの生まれた街 調布」、FC東京、

「近藤勇生誕の地」などの豊富な地域資源を活用し、商業振興施策とも連動した、多様な主体との連携による取組を展開し、まちのにぎわいの創出や回遊性の向上を図ります。また、文化・芸術・歴史・スポーツ等との垣根を越えた横断的な取組を通じて、調布のまちの魅力向上を図ります。

◆古刹・深大寺を核とした魅力の発信

令和15（2033）年の深大寺開創1300年を見据え、深大寺だるま市や深大寺そばまつりなど、古刹・深大寺を核とするイベントをはじめ、バラフェスタなど都立神代植物公園主催の各種イベントの開催、調布市観光ボランティアガイドの活動をより一層支援し、深大寺周辺地域の効果的な魅力発信を推進します。

◆デジタル技術の活用による効果的な魅力発信

市ホームページやSNS、デジタルサイネージ等のデジタル技術を活用し、市内の地域資源の情報を発信します。

◆ふるさと納税を活用した地域資源のPR

ふるさと納税制度の寄附に対する返礼として、地域資源等を活用することで、市の魅力発信につなげていきます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
観光案内所への来所者数	2万8,068人 (令和3年度)	10万人 (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	63				
事業名	調布市観光協会事業の促進	区分	拡充	担当課	産業振興課
事業の概要	調布市観光協会の運営を支援するとともに、多様な主体との連携を通じて、観光振興に資する取組を推進することにより、にぎわいの創出や来訪者の回遊性の向上につなげます。				
年度別計画	令和5(2023)年度 ○観光協会の運営支援 (観光協会との連携)	令和6(2024)年度 ○継続	令和7(2025)年度 ○継続	令和8(2026)年度 ○継続	
事業費 (百万円)	27	30	23	23	

19-2 「映画のまち調布」の推進

◆映画・映像関連企業と連携した「映画のまち調布」の推進

映画・映像関連企業が約40社集積する特徴を生かし、映画・映像を「つくる」「楽しむ」「学ぶ」をテーマとして、映画・映像関連企業をはじめ、市民・団体との連携・協働の下、「映画のまち調布」ならではの取組を推進します。

◆フィルムコミッション事業やロケツーリズムの推進

市役所や公園などの公共施設を映画やテレビドラマ等の撮影に活用してもらい、調布のPRにつなげるフィルムコミッション事業に加え、ロケ地を観光に活用し、来訪者や市内消費の増加につなげるロケツーリズムの取組を推進します。

◆「映画のまち調布」の効果的な情報発信

市及び調布市観光協会のホームページ内におけるロケ地情報を含めた「映画のまち調布」コンテンツの充実を図るとともに、SNS等を活用して、作品のファンや制作者に向けて積極的な情報発信に取り組み、ロケ実績や市内消費の増加につなげていきます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
「映画のまち調布」を進める取組に満足している市民の割合	76.6% (令和4年度)	80.0% (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	64	重点4			
事業名	「映画のまち調布」の推進	区分	継続	担当課	産業振興課
事業の概要	市内の映画・映像関連企業や市民団体と連携し、映画・映像を「つくる」「楽しむ」「学ぶ」をテーマとした各種事業を実施することにより、広く市民に映画に親しんでもらうとともに、フィルムコミッション事業やロケツーリズムの推進により、「映画のまち調布」のPRや地域経済の活性化につなげていきます。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	○フィルムコミッション事業の推進 ○ロケツーリズムの推進 ○世代に合わせた映画・映画関連イベントの実施 ○映画・映像に関する地域資源を活用した「映画のまち調布」のPR	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	
事業費(百万円)	11	11	11	11	

19-3 「水木マンガの生まれた街 調布」の推進

◆水木氏の作品や世界観を後世に伝えつつ、まちづくりにも生かす取組の推進

水木氏の生誕100周年(令和4年)を契機として、「水木マンガの生まれた街 調布」の更なる推進を図るため、発展的な取組の実施や認知度の向上に努めるとともに、妖怪を中心とした独特の世界観を表した漫画や画集をはじめ、自らの戦争体験に基づく数々の作品、文献などの功績を後世に伝えつつ、まちづくりに生かす施策の具現化に取り組みます。

◆観光協会や関連企業等と連携した取組を通じた水木作品の魅力発信

観光協会や関連企業等と連携し、水木氏の命日である11月30日を中心に実施する「ゲゲゲ忌」をはじめ、水木作品のキャラクターやアニメコンテンツを活用した取組など、様々な機会を通じて、従来からのファンはもとより、子どもから大人まで幅広い世代が水木氏の作品や著作に興味を持っていただく機会の創出を図ります。

◆水木作品を核とした他自治体との連携強化

水木氏と縁が深い鳥取県や境港市等とも連携し、「水木マンガの生まれた街 調布」の更なる推進につなげていきます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
数々の水木作品が調布市で生み出されたことを認知している市民の割合	96.5% (令和4年度)	98.5% (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	重点4					
65	事業名	「水木マンガの生まれた街 調布」の推進	区分	新規	担当課	産業振興課
	事業の概要	「水木マンガの生まれた街 調布」の更なる推進につなげるため、新たな事業展開や、水木氏の作品や著作に触れる機会の創出に注力することで、子どもから大人まで幅広い世代に興味を持っていただく取組を展開します。				
	年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
		○関連企業等と連携した「ゲゲゲ 鬼」をはじめとする取組 ○水木キャラクターを活用した「水木マンガの生まれた街 調布」の推進 ○アニメコンテンツを活用したアニメ聖地としての取組	○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続	
	事業費(百万円)	7	6	6	6	



施策の推進、成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

- SNSなどデジタル技術を活用し、市の魅力や観光情報を効果的に発信することで、集客・回遊・消費の好循環のサイクルの創出を図ります。

共創のまちづくり

- 調布市観光協会のほか、深大寺、映画・映像関連企業、水木プロダクション等と連携し、地域の魅力を高める取組を検討・推進します。
- 市内事業者や調布市に関係する企業等と連携した、ふるさと納税の返礼を通じて、市や市内事業者の魅力発信に取り組みます。

脱炭素社会の実現

- CO₂排出量が少ない環境にやさしい移動手段として、シェアサイクルの普及啓発に取り組むとともに、シェアサイクルを含む自転車を利用した市内回遊の促進に取り組みます。

フェーズフリー

- 調布市観光協会と連携し、テントなどのイベント用機材・備品類を、災害時にも避難所等で活用できるよう、体制整備や対応マニュアルの策定等に取り組みます。

6-3 郷土や歴史に愛着を持ち、地域の文化・芸術を発展させていくまち 【文化芸術・歴史文化】

施策20 文化芸術の振興

目的	対象	市民
	意図	文化芸術にふれる機会が提供され、文化芸術活動が活発になる

✚ 施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



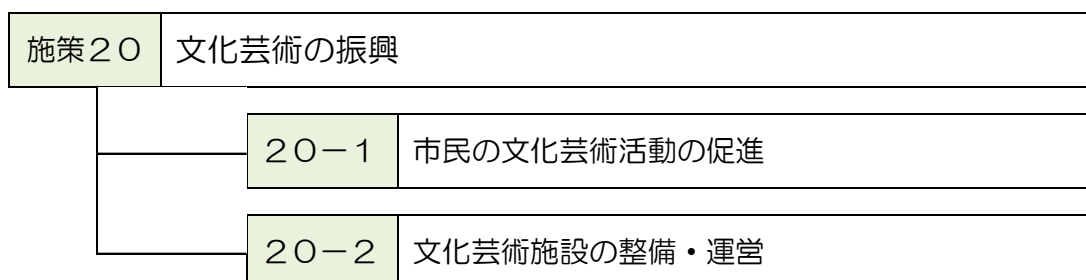
✚ 施策の方向

地域の有形・無形の文化的資源がまちづくりに生かされ、まちへの愛着が深められるとともに、誰もが多彩な文化芸術活動を楽しみ、身近に質の高い文化芸術に触れる機会を通して、豊かな心を涵養し、創造性を育むまちを目指します。

✚ 施策のポイント

- 「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言」に基づく、多様な主体と連携した市民の文化芸術活動の支援
- 文化芸術基本法に基づく、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育など文化芸術に関連する幅広い分野との連携及び「(仮称)調布市文化芸術振興ビジョン」の策定による効果的な施策の推進
- 調布市福祉作業所等連絡会等との連携による「パラアート展」をはじめとする文化芸術振興を通じた共生社会の充実

✚ 基本的取組の体系



✦ 現状と主要課題

- 市は、子どもから大人まで誰もが文化芸術を育むことができる場やつながる機会をより一層創出・支援するため、「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言」を踏まえ、様々な文化芸術振興の取組を展開しています。今後、文化芸術基本法に基づき、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育など幅広い関連分野との連携を図るとともに、ソフト・ハード両面からより効果的な施策展開を図っていく必要があります。
- 市は、文化会館たづくりやグリーンホール、せんがわ劇場をはじめ、市内各地域で音楽、映画、演劇など多彩な文化芸術事業を展開しています。映画・映像関連企業の集積を生かし、関連企業や団体、シネマコンプレックス等と連携した「映画のまち調布 シネマフェスティバル」のほか、世界的に活躍するアーティストを数多く輩出している桐朋学園やバッハ・コレギウム・ジャパンを中核に据えた「調布国際音楽祭」、市民の文化芸術・学習活動の発表の場である「調布市民文化祭」など、市民が文化芸術に触れる機会の確保に努めています。
- 調布市文化・コミュニティ振興財団は、市と共に文化芸術の振興に取り組むとともに、文化会館たづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場の指定管理者として施設の管理運営を担い、安心・安全で快適な施設利用サービスと市民ニーズに応じた事業を行っています。また、デジタルテクノロジーを利用した芸術表現・メディアアートを紹介する「調布メディアアートラボ」や、市内文化施設が連携した回遊型の展示におけるデジタルスタンプラリーの導入など、デジタル技術の活用による文化芸術振興にも取り組んできました。引き続き、3つの文化施設の更なる連携と調布市文化・コミュニティ振興財団の専門性やノウハウを生かした効果的・効率的な事業展開を図っていくことが重要です。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて展開してきた日本の文化の継承や国内外への文化の発信、文化芸術振興を通じた共生社会の充実に向けた取組について、関連団体との連携を深め、更なる推進を図っていく必要があります。
- 平成30年度に、障害者の文化芸術の振興や、文化芸術活動を通じた交流の促進を図るため、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されるとともに、東京都は、東京2020オリンピック・パラリンピック大会における文化プログラムのレガシーや、コロナ禍での文化芸術活動への影響、デジタル化の急速な進展等を踏まえ、令和4年3月に策定した、「東京文化戦略2030」において、文化芸術による多様な価値観の形成が実現され、文化芸術におけるダイバーシティ・インクルージョン¹の都市を目指すべき姿に掲げました。
- 全国的な少子化を踏まえた部活動の持続可能性の確保のため、部活動の在り方に関する検討会議において、指導者や活動場所を含めて現在の学校単位の活動から地域単位の活動に移行する提言がなされました。この提言を受けた国のガイドラインなどを踏まえ、教育委員会と連携し、子どもたちが文化芸術に親しむ環境や機会の確保に向けた対応を検討する必要があります。
- 市民の文化芸術活動の拠点となる文化会館たづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場について、多くの市民が安全で快適に利用できるよう、適切な維持補修を行う必要があります。また、グリーンホールは、民間活力の活用による建替えに向けた検討を進めており、文化芸術を体験・創造する拠点としての役割はもとより、調布のまちの活力・付加価値を高めるホールとなるよう取組の検討・推進を図る必要があります。

¹ 一人一人の多様性をお互いに受け容れ、一体感を生み出していこうとする考え

✦ 基本的取組の内容

20-1 市民の文化芸術活動の促進

◆文化芸術に触れる機会の確保

調布市文化・コミュニティ振興財団や関係団体との連携の下、市民ニーズを捉えた多彩な文化芸術事業を実施するとともに、市内の文化芸術資源の活用・連携の推進や、デジタル技術の活用をはじめとする年齢や国籍、障害の有無に関わらない鑑賞及び事業参加の機会の充実など、市民が身近に文化芸術に触れることのできる機会の確保に努めます。

また、調布市文化・コミュニティ振興財団との連携を図りながら、文化芸術基本法に基づく「(仮称)調布市文化芸術振興ビジョン」の策定に向けた取組を推進します。

◆文化芸術活動に関する情報提供

文化芸術活動について、多くの方に関心を持っていただけるよう、調布市文化・コミュニティ振興財団が発行する広報紙やSNSなど、様々な情報媒体を活用するとともに、文化会館たづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場の連携を生かした効果的な情報提供・情報発信に努めます。

◆多様な分野との連携と地域固有の文化資源の活用

市内の様々な有形・無形の文化財など、地域固有の文化資源を活用し、多様な分野と連携した事業に取り組みます。

◆文化芸術活動を通じた共生社会の充実

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、調布市福祉作業所等連絡会や市内の特例子会社、調布市文化・コミュニティ振興財団等との連携を深めながら実施してきた「パラアート展」について、民間事業者と連携した様々な場所での展示などにより更に認知度を高め、文化芸術振興を通じた更なる障害理解の促進を図るとともに、共生社会の充実につながるよう、年齢や国籍、障害の有無に関わらない、インクルーシブな視点から取組を推進します。

◆文化芸術を支える人材の育成

関係団体との連携の下、各種事業を通じた次代を担う芸術家及び鑑賞者の育成や、文化芸術活動を支えるボランティアの確保、市と共に文化芸術振興を担う調布市文化・コミュニティ振興財団における人材育成など、市民の文化芸術活動を支える人材の確保及び活躍の場づくりに取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
1年間で文化芸術を鑑賞、または自ら文化芸術活動を行った市民のうち、市内公共施設を利用した市民の割合	42.5% (令和4年度)	65.0% (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	66					重点4
事業名	文化芸術事業の実施	区分	継続	担当課	文化生涯学習課	
事業の概要	文化会館たづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場での音楽、演劇、映画などの鑑賞及び参加型の事業を実施します。また、パラアート展を開催するなど、文化芸術活動を通じた共生社会の充実に向けた取組を進めます。					
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度		
	○文化会館たづくり指定管理事業 ○グリーンホール指定管理事業 ○せんがわ劇場指定管理事業 ○財団自主事業 ○文化芸術活動を通じた共生社会の充実 ・パラアート展の開催 ○「(仮称)調布市文化芸術振興ビジョン」の策定に向けた取組	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○「(仮称)調布市文化芸術振興ビジョン」の策定	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○「(仮称)調布市文化芸術振興ビジョン」に基づく取組実施	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続	
事業費(百万円)	1,198	1,201	1,196	1,196		

20-2 文化芸術施設の整備・運営

◆活動拠点となる施設の適切な維持管理・運営

市民の自主的な文化芸術活動の場となる文化会館たづくりやグリーンホール、せんがわ劇場などの施設の適切な維持管理と、様々な分野と連携した効率的な運営を推進します。

◆新たな文化拠点施設の整備に向けた取組の推進

施設及び設備の経年劣化を踏まえたグリーンホールの建替えについて、公民連携手法を活用した整備手法を多角的に検討するとともに、市民・利用団体等との意見聴取を踏まえた検討を進め、調布駅前一面する立地特性を生かしたまちの魅力を高める施設整備に取り組みます。

◆文化施設3館の連携及び各施設のコンセプトを生かした効果的な施設運営

文化会館たづくり、グリーンホール、せんがわ劇場それぞれの施設の特徴やコンセプトを生かすとともに、施設相互の効果的な連携を図る施設運営に努めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
文化会館たづくり・グリーンホール・せんがわ劇場事業の施設利用率 (上段:ホール系, 下段:会議室系)	75.3% 71.5% (令和3年度)	90.0% 85.0% (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	67				
事業名	文化芸術施設の維持保全・改修	区分	継続	担当課	文化生涯学習課
事業の概要	文化会館たづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場について、市民が安全で快適に利用できるよう計画的かつ適切な改修を行います。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	○文化会館たづくり施設改修工事等	○継続	○継続	○継続	
	○グリーンホール施設改修工事等	○継続	○継続	○継続	
	○せんがわ劇場施設改修工事等	○継続	○継続	○継続	
事業費 (百万円)	442	436	442	450	



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

- 文化財の保存や展示機会の充実の観点から、資料のデジタル保存や映像配信などの多様な鑑賞機会の提供に取り組むとともに、メディアアートの更なる振興など、デジタル技術を活用した事業展開を検討・推進します。

フェーズフリー

- 調布市文化・コミュニティ振興財団と締結した災害時協力協定に基づく災害時の施設活用等についての検討を進めます。

施策21 地域ゆかりの文化の保存と継承

目的	対象	市民, 文化遺産
	意図	文化遺産や伝統を次世代に伝え, 郷土への愛着をはぐくむ 文化遺産を保存し, 学習素材やまちづくりに活用する

✦ 施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



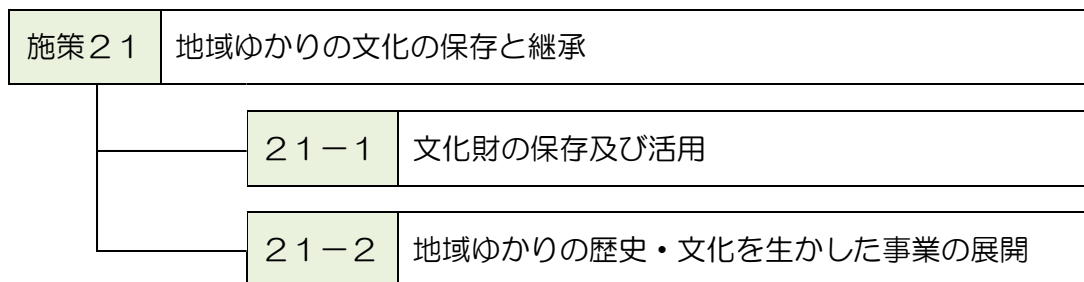
✦ 施策の方向

地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産を保存・活用することにより, 次の世代に継承し, ふるさと調布に対する愛着を育みます。

✦ 施策のポイント

- 市内にある文化財の保存, 整備, 活用の取組の推進
- 国史跡下布田遺跡整備事業の推進
- 博物館法の一部を改正する法律（令和5年4月施行）の趣旨を踏まえた郷土博物館における新たな役割・事業の展開
- 武者小路実篤記念館を核とした特色ある事業の展開

✦ 基本的取組の体系



✦ 現状と主要課題

- 文化財は, 我が国の長い歴史の中で生まれ, 育まれ, 今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産です。市は, 先人たちの足跡を物語る考古資料, 歴史資料, 民俗資料, 民俗芸能, 美術資料, 城跡, 遺跡などを適切に保存し, 後世に伝えていくため, 文化財の保存・活用の取組を推進しています。
- 令和4年3月31日現在, 市内には国指定文化財4件(国宝1件・重要文化財1件・史跡2件), 国登録

有形文化財9件、東京都指定文化財4件(有形文化財2件・史跡1件・天然記念物1件)、市指定文化財61件(有形文化財36件・有形民俗文化財16件・無形民俗文化財1件・史跡2件・旧跡2件・天然記念物6件(そのうち、重複指定2件を含む))、合わせて78件の貴重な文化財が所在しています。

- これらの文化財のうち、下布田遺跡は、縄文文化から弥生文化へ移行する縄文時代晩期の重要遺跡として評価され、昭和62年5月に国の史跡に指定されました。下布田遺跡では、墓跡や祭祀を行ったと思われる遺構のほか、多くの縄文土器や石鏃、国指定重要文化財となった土製耳飾などが出土しています。
- 市は、平成31年3月に策定した「史跡下布田遺跡保存活用計画」及び令和3年3月に策定した「史跡下布田遺跡整備基本計画」に基づき、整備テーマである「みんなで育む・感じる・発見する縄文のふるさと」の実現に向けて、史跡とガイダンス施設の整備、史跡の保全と活用の「担い手づくり(ボランティアの育成)」の取組を推進しています。
- 郷土博物館は、市内の遺跡から出土した土器や石器等の考古資料、江戸時代の村絵図や古文書、明治時代以降の教科書、古写真、太平洋戦争関係資料等の歴史資料、暮らしの道具や農具・漁具など生業にかかわる民具等の民俗資料、多摩川に生息する魚類のはく製等の自然資料、郷土ゆかりの美術資料など、約1万8000点を収蔵しています。
- 同館では、郷土の歴史や文化に関する資料の収集、保存、調査・研究を行うとともに、展示のほか、講座・講演会、月見だんご作り・しめ飾り作りなどの体験学習会も実施しています。毎年開催している郷土学習展では、昔の道具や暮らしについて調べている子どもたちの学習に役立つよう、収蔵品の中から衣・食・住を中心とした道具の紹介を行っています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により入館制限や臨時休館を余儀なくされる中、人が集い、実物に触れ、対話する体験の重要性が再認識されました。このような社会背景の中で、郷土博物館は、令和5年4月施行の「博物館法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、収蔵資料のデジタル・アーカイブ化や、多様な主体との連携・協力による「文化観光」その他の活動を通じた地域の活力の向上など、新たな役割・事業展開をより一層推進していく必要があります。
- 地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産との出会いは、市民が“ふるさと調布”への誇りと愛着を育むための重要な要素の1つです。市内の文化財や郷土の歴史・文化に触れ、学ぶことで知的好奇心が満たされ、身近な地域を再認識するきっかけとなるよう、資料の収集、保存、調査・研究、展示・普及の取組を進め、これらを積極的かつ有効に活用していく必要があります。

✚ 基本的取組の内容

21-1 文化財の保存及び活用

◆文化財の保存・活用

文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の保存・活用の取組を基盤に、郷土芸能の保存・継承や、東京文化財ウィークへの参画による市内に所在する指定文化財の公開機会の拡大等に取り組むとともに、文化財見学会、講演会等を実施します。

また、国登録有形文化財(建造物)である真木家住宅について、建造物や樹木等の適切な保存を継続するとともに、活用に向けた検討を行います。

◆国史跡下布田遺跡の整備・活用

国史跡下布田遺跡と隣接するガイダンス施設の整備に向けた取組を推進します。また、市民ワークショップの開催を通じて、史跡の保全と活用の「担い手づくり(ボランティアの育成)」に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
文化遺産の数（国・東京都・市指定等文化財）	78件 （令和3年度）	84件 （令和8（2026）年度）

基本計画事業

No.	68				
事業名	国史跡下布田遺跡整備事業の推進	区分	継続	担当課	郷土博物館
事業の概要	縄文時代晩期の下布田遺跡を適切に保存し、有効活用するため、史跡下布田遺跡保存活用計画に基づき、史跡公園の開園に向けた取組を進めます。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	○実施設計 ○保存活用整備検討委員会実施 ○市民ワークショップの開催 ○学校連携事業の実施	○工事・監理委託 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	
事業費 (百万円)	37	74	259	117	

21-2 地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開

◆郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等を生かした事業の展開

郷土博物館においては、郷土の歴史や文化に関する資料の収集、保存、調査・研究を行うとともに、令和6（2024）年には開館50周年を記念する事業を実施するほか、学校教育の学習内容に即した展示や出前授業等、学校と連携した教育普及事業を推進します。

また、「博物館法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、収蔵資料データベースの整備・公開を推進するとともに、博物館事業が、「多様な主体との連携・協力」「文化観光」の視点からも実践され、地域の活力の向上に寄与できるよう取り組みます。

図書館においては、調布市ゆかりの水木しげる氏、つげ義春氏関連資料、映画資料の収集、保存、活用を図ります。

◆武者小路実篤記念館を中心とした事業の推進

令和7（2025）年の開館40周年を記念する事業を実施するほか、収蔵品の整理・保存・修復や、実篤公園・旧実篤邸との一体的な事業展開及び展示・収蔵設備の整備計画の策定に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
郷土博物館・実篤記念館の入館者数・事業参加者数（実篤公園利用者を含む）	4万1,014人 （令和3年度）	5万5,000人 （令和8（2026）年度）

基本計画事業

No.	69				
事業名	郷土の歴史・文化を核とした博物館事業の推進	区分	継続	担当課	郷土博物館
事業の概要	郷土の歴史・文化に関する資料の収集、保存、調査・研究を行うとともに、展示、講座・講演会、見学会等を実施することで、身近な歴史・文化に触れる機会を提供します。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○展示・普及事業の推進 ○郷土の歴史・文化に関する情報発信 ○学校教育連携事業の推進 ○収蔵資料データベースの整備・公開 <ul style="list-style-type: none"> ・収蔵資料管理システムの機器整備 ○郷土博物館の今後の在り方検討 <ul style="list-style-type: none"> ・在り方検討のための調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 <ul style="list-style-type: none"> ・開館50周年記念事業の実施 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 <ul style="list-style-type: none"> ・在り方検討会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 <ul style="list-style-type: none"> ・在り方検討会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 <ul style="list-style-type: none"> ・在り方検討会の実施、検討結果の取りまとめ 	
事業費(百万円)	8	8	8	8	

No.	70				
事業名	武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開	区分	継続	担当課	郷土博物館
事業の概要	武者小路実篤を核とした特色ある事業を充実させ、地域教育・文化の向上へ貢献し、全国へ特色ある事業の魅力を発信します。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○展示活動の実施 ○教育・普及事業の実施 ○収蔵品の整理・保存、修復、複製の制作、公開・活用 ○情報提供システムのリニューアルの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○情報提供システムのリニューアル検討に基づく取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○展示活動の充実（開館40周年記念特別展） ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○展示活動の実施 ○継続 ○継続 ○継続 ○実篤記念館展示・収蔵設備の整備計画の検討 	
事業費(百万円)	16	16	16	16	



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

- 郷土博物館の収蔵資料データベースの整備・公開と YouTube や SNS による情報発信を進めます。
- また，武者小路実篤記念館においては，情報提供システムの整備・公開，所蔵データを ICT 教育に用いるなど，デジタル技術を活用した取組を推進します。

共創のまちづくり

- 多様な主体と連携し，文化財行政や博物館行政を推進します。

脱炭素社会の実現

- 郷土博物館や武者小路実篤記念館の施設運営において，省エネルギー化の推進及び再生可能エネルギーの利用促進に努めます。

フェーズフリー

- フェーズフリーの視点を踏まえ，災害時を想定した施設整備及び収蔵資料データベースの整備を行います。